

鳥取の鶏は清浄です。

高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議

平成22年12月2日(木) 17:30～

県災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)

平井知事が、家きん卵流通のための特例措置適応について、鹿野農林水産大臣に申し入れ済み(17時)

1 開催目的

島根県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について、防疫対策本部会議を開催する。

2 会議内容

(1) 本県の対応状況について

(2) 移動制限区域内農場の検査結果と今後の対応について

鳥インフルエンザに関する報告 (22.12.2 15時現在)

農林水産部畜産課

1 発生の概要

11月29日(月)、島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生し、島根県から一報受理(11時05分)。

12月1日(水)、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定

1 発生農場の概要

安来市の採卵鶏農家(成鶏20,000羽・育雛3,300羽)

2 経緯

11月29日(月)

- 朝 ・農場主が5羽の死亡を確認
- 午前 ・県松江家畜衛生部が簡易検査で5羽中3羽の陽性を確認
- ” ・農場主に対し、飼養する鶏・卵等の移動自粛の要請
- ” ・県家畜病性鑑定室へ検体を搬入
- 20:30 ・PCR検査で高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例の発生と判断

11月30日(火)

- 0:00 ・農林水産省がPCR検査をもって疑似患畜と判断

12月1日(水)

- ・(独)農業・研究機構動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定

2 本県の対応状況 (1)

11月29日(月)

11:05 島根県内の疑い事例発生のお知らせ

15:00 西部家畜保健衛生所が、島根県の発生農場から半径10km圏内の3農場に移動自粛要請

15:00 西部家畜保健衛生所が立入検査を実施し、異常の無いことを確認
～17:00

23:00 「島根県安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議」を開催し、発生状況、本県における防疫対策、今後の対応を確認

11月30日(火)

7:00 消毒ポイント稼働(3カ所×3人体制、21:00まで)

7:30 西部家畜保健衛生所が、3農場の臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検出検査を実施 → 結果陰性

8:30 各家畜保健衛生所が、県下全農家の立入検査を開始

13:00 知事現地視察 陰田消毒ポイント等

〃 移動制限区域内における発生状況検査を開始

17:00 「高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議」を開催し、島根県・農林水産省の対応や本県の対応状況及び今後の対応を確認

12月1日(水)

10:00 「高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議」を開催し、これまでの情報共有を行なうとともに、庁内の連絡体制を整備 (知事と幹部へ定時報告17:00)

2 本県の対応状況 (2)

12月2日(木)

○緊急対応を想定して、動員計画、資材の調達等について準備

13:00 抗体検査結果が判明 ⇒ 陰性

16:00 環境省・鳥取県・島根県合同野鳥サーベイランス打合会に参加(公園自然課)
今後の取組み等について協議(※詳細は別紙)

16:30 ウイルス分離検査結果が判明 ⇒ 陰性

17:30 「高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議」を開催

2 本県の対応状況 (3)

※各部署の主な対応状況等(12/1 15:00現在)

(文化観光局)

- 県民向けのお知らせについて、在住外国人個人向けにホームページで提供するよう多言語への翻訳作業に着手。
⇒12/1中に公開予定。(言語:中国語、英語、韓国語、~~タガログ語、タイ語、アラビア語~~)

(生活環境部)

- 鶏卵・鶏肉の風評被害防止について(くらしの安心推進課)
通常流通しているものについては、食品衛生上問題ないことを、食品関係機関に通知(12/1付)
- 鶏肉・鶏卵の不適正表示に関する調査の実施(くらしの安心推進課)
各総合事務所あてに、下記のとおり不適正表示の確認調査を依頼するとともに、各所が委嘱している食の安全モニター(50名)の方々への協力依頼も併せて依頼。

(商工労働部)

- 商工団体へ注意喚起及び事業者の影響等について情報提供を依頼
→各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会
- 相談窓口対応
→防災局の電話相談窓口の一つとして、制度融資・経営相談窓口を設定。
・対応窓口:経済通商総室 経営支援室 金融担当 【0857-26-7453】

2 本県の対応状況 (4)

※各部署の主な対応状況等(12/1 15:00現在) 続き

(教育委員会)

- 西部の教育施設での飼育している鳥の状況
 - ・県立高校、県立支援学校、私立学校 0校
 - ・中学校 1校(5羽)
 - ・小学校 21校(148羽)
 - ・保育所・幼稚園 ~~20~~ ~~9~~園(~~56~~ ~~9~~羽) 合計 42 ~~1~~3校・園(209 ~~2~~44羽)
- ⇒全て異常無し(簡易検査で陰性2羽を含む)

2 本県の対応状況 (5)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在)

(生活環境部)

- 環境省・鳥取県・島根県合同野鳥サーベイランス打合会に参加(公園自然課)
本日16時から島根県庁において、環境省が鳥取県と島根県担当者を参集し、野鳥のサーベイランスの打合会を開催。
(鳥取県参加:公園自然課長ほか)

<内容>

- (1)1日午前の鳥インフルエンザに係る専門家会合を受けて、中海及び宍道湖にて、環境省による糞便調査及び野鳥の捕獲調査を3日以降実施することについて
- (2)死亡野鳥調査の実施方法を当面の間以下の通り変更したいことについて
(変更案)
 - ①【中海鳥獣保護区】
実施者:環境省
実施方法:死体を回収後、鳥取大学へ送付し検査。
 - ②【10km制限区域内(中海鳥獣保護区外)】
実施者:鳥取県
実施方法:死体を回収後、鳥取大学へ送付し検査。
 - ③【その他の地域】
実施者:鳥取県
実施方法:死体を回収後、簡易検査の後、陽性の場合は鳥取大学、陰性の場合は国立環境研究所へスワブ(検体)を送付

2 本県の対応状況 (6)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在)続き

(生活環境部)続き

- 県内鳥インフル関係施設調査結果(くらしの安心推進課)
県内の食鳥処理業者、選卵業者、化製場、鶏糞肥料業者について調査したところ、島根県発生農場からの鶏、卵、鶏糞の納入はないことを確認。
- 県内スーパーマーケットによる不適正表示関係について(くらしの安心推進課)
本日、県東部地域のスーパーマーケットで不適正表示を確認したが、指導により、すでに対応済。
- 動物病院での野鳥への対応について(くらしの安心推進課)
県が傷病鳥獣の治療を委託している動物病院に、野鳥が持ち込まれた際の対応及び県への連絡について依頼を行った。

2 本県の対応状況 (7)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在) 続き

(福祉保健部)

○12/2 緊急対応を想定して

- ・保健師の配置及び作業スケジュールについて確認
 - ・タミフルの備蓄状況(西部)を確認 → 25,500人分(1人10カプセル)
- ※必要な場合は、西部の備蓄分を使用する

(県土整備部)

- 緊急対応を想定して、中国地方整備局に照明車4台の応援準備を依頼
- 災害対策車の出動準備

※県民から県への相談件数(12/2 15:00現在)

11/30 18件 12/1 22件 12/2 10件 累計 50 件

※県内消毒ポイントでの消毒台数(12/2 14:00現在)(消毒地点:陰田、竜ヶ山、弓ヶ浜)

11/30 14台 12/1 38台 12/2 36台 累計 88 台

3 島根県の対応状況 (1)

【島根県】

11月30日(火)、島根県危機管理対策本部会議を開催

(農林水産部)

・最終的な検査結果を待たず、発生農場の鶏については疑似患畜として扱い、可及的速やかに殺処分等の措置を実施。併せて、10km圏内の農場については、移動・搬出等の制限を実施

・消毒ポイントの設置及び関係車両の消毒開始 (11/30)

・疑似患畜の殺処分を開始し、育雛3,300羽の処分が18:30に終了 (11/30)

(商工労働部)

・観光への風評被害が心配されるため、県外事務所(東京・大阪・広島)に対して、風評被害の防止に向けた対応を要請

・商工業者向け相談窓口の開設、対策資金(セーフティネット資金)の発動を検討

(健康福祉部)

・各保健所において、相談窓口を設置

・各市町村、医師会、医療機関に対して情報提供

3 島根県の対応状況 (2)

【島根県】

12月1日(水)(11:00現在)

- ・動物衛生研究所への検体の輸送について
本日(12/1)午後の飛行機で輸送予定
⇒ A型インフルエンザウイルスH5亜型であることが確認された
- ・疑似患者の殺処分を昨日に引き続き実施
9:00 殺処分開始(20,000羽)

12月2日(木)

- ・殺処分について
6:55 殺処分終了(計 21,549羽を処分)
- ・車両消毒について
消毒ポイント10ヶ所で継続
- ・鶏の焼却について
9:39 鶏投入開始
- ・県内農家での異常事例の報告無し
- ・環境省職員の間来
16:00 今後実施する取組みについて島根県及び鳥取県に説明するため、環境省担当者が来県

4 国の対応状況 (1)

【農林水産省】

11月29日(月)の農林水産省プレスリリースによる今後の対応

○「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、対応方針を決定。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家畜の殺処分及び焼却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施(11/30)
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置(11/30)
4. 松木農林水産大臣政務官が現地視察
15:00に島根県知事と面会し、その後16:00から安来市内の消毒ポイントを視察(11/30)
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行なえるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣(11/30)
6. 島根県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣(11/30)

4 国の対応状況 (2)

【農林水産省】 続き

12月1日(水)(農水省プレスリリースより)

- 11/29(月) 島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の検査結果
⇒A型インフルエンザウイルスH5型亜型の患畜と確定
11/29(月)に島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、当該疑似患畜から分離されたウイルスを(独)農研機構動物衛生研究所において、本日(12/1)型別検査をした結果、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定
- 今後の対応
当該発生農場については、引き続き、殺処分、移動制限区域(半径10km)及び消毒ポイントの設定等の迅速な防疫措置を講じる。

4 国の対応状況 (3)

【政府】

11月30日(火)

- 島根県の農場の採卵鶏に、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、内閣総理大臣を本部長とする鳥インフルエンザ対策本部設置

平成 22 年 12 月 2 日
畜 産 課

高病原性鳥インフルエンザ対応状況等について
～移動制限区域内養鶏農場の検査結果について～

11月29日および30日、移動制限区域内の養鶏農場3戸に対する検査を実施しました。検査の結果は次のとおりです。

1 移動制限区域内農場の検査結果について

(1) 検査結果

検査実施日	検査対象	検査項目	検査結果
11月29日	3戸	臨床検査	異常なし
11月30日	検査羽数 50羽	抗体検査	すべて陰性 (12/2 13:00 判明)
		ウイルス遺伝子検出検査 (PCR 検査)	すべて陰性 (11/30 判明)
		ウイルス分離検査	すべて陰性 (12/2 16:30 判明)

2 家きん卵流通のための特例措置適応について

(1) 家きん卵の移動及び GP センター (鶏卵流通施設) の再開の条件とその進捗状況について

条 件	進 捗 状 況
1 家きん卵出荷監視検査 (臨床検査、PCR 検査及びウイルス分離検査) がすべて陰性であること。	すべて陰性
2 病原体の拡散防止措置が適切にとられていること (具体的な確認事項は、特定防疫指針の留意事項に規定。)	西部家畜保健衛生所が該当農場を確認済み。

(2) 現在の対応

農林水産省に (1) の状況を説明し、家きん卵の移動及び GP センターの再開について協議中。

3 その他

移動制限区域内での清浄性確認のため、区域内で飼養されている愛玩鳥、愛玩鶏を対象とした発生状況調査を実施中。現在のところ、異常は認められていない。